

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和7年3月31日

世田谷区

1. 事業計画の概要

(1) 契約件名

等々力溪谷樹林地健全化作業委託（概算契約）

(2) 委託箇所：世田谷区立等々力溪谷公園（世田谷区等々力2-22-26）

(3) 業務の目的と内容

等々力溪谷公園は、等々力溪谷公園の溪谷樹林地においては、平成11年に東京都文化財保護条例によって、東京都指定「名勝」に指定され、区および地域に溪谷とその樹林の保全に努めてきた。

近年、樹木の生育による樹林地環境の変化や表土の流出、樹木の根上がり等が進んでいる。令和5年7月に倒木や土砂崩壊などが発生し等々力溪谷公園の遊歩道を閉鎖したところであり、伐採や剪定を要する樹木の対応を実施している。

等々力溪谷は「名勝」に指定されていることから、伐採や剪定作業だけでなく、現在の溪谷景観や湧水循環、生物多様性などに最大限配慮しつつ樹林地の健全化を図っていく必要がある。

本委託は樹林地健全化作業の一部を総価契約、一部作業、資材調達を概算契約とし委託するものである。なお、別途発注する「仮称等々力溪谷樹林地健全化作業監理委託」における受託者と連携し作業を実施すること。

(4) 履行期間

令和7年6月下旬から令和10年3月下旬まで（予定）

※令和7年度以降の契約については、各年度当初予算の配当を条件とする。

※令和7年度の履行期限は、令和8年3月下旬まで、令和8年度の履行期限は、令和9年3月下旬までとする。ただし、委託契約は年度ごとに行い、各年度の履行内容が良好と認められること、予算案が議決され、予算が配当されること等を条件として、翌年度の契約を行う。

2. 提案限度額

令和7年度 30,000,000円（消費税込み）

令和8年度 17,000,000円（消費税込み）

令和9年度 17,000,000円（消費税込み）

※令和8年度以降の金額についてはあくまで参考値であり、この通りの金額での契約締結を見込むものではない。

※契約は単年度ごとに締結し、各年度において本契約に係る予算の配当があること及び履行実績が良好であることを契約締結の条件とする。

3. 審査委員会

委託先の候補者を選定するため、世田谷区公園整備及び管理に関するプロポーザル方式業者審査会設置要綱により審査委員会を設置する。

4. 参加資格条件

提案提出者は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。本プロポーザルに参加できる者は以下の項目に該当する単体企業とする。

- (1) 本プロポーザルに参加する応募者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。
- ①単体企業（再委託する協力会社を含む）は本業務を的確に履行可能な実施体制を確保し執行できる能力を有すること。
 - ②世田谷区の競争入札参加資格者名簿に世田谷区内の本店として登録されており、営業種目「道路・公園管理」の取扱品目「樹木・花壇保護」に売上の申請があり、A・B・Cのいずれかに等級格付けされている者のうち、建物清掃及び道路清掃の売上が主でない者（造園業を主とする者）。
 - ③地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
 - ③世田谷区から指名停止及び入札参加禁止の措置を受けている期間中でないこと。
 - ④都道府県民税・市町村民税の滞納がないこと。
 - ⑤会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないものであること。
 - ⑥応募者又はその役員が、世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月10日条例第55号）第2条に掲げる暴力団、暴力団員、暴力団関係者及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
 - ⑦世田谷区公園整備及び管理に関するプロポーザル方式業者審査会委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。
構成員は以下の通り。
みどり33推進担当部長 釘宮 洋之
みどり政策課長 黒岩 さや香
公園緑地課長 岸本 隆
施設管理担当係長 渡邊 徹也
- なお、上記構成員は公告時点のものであり、人事異動により新たに着任した委員が事業者に所属することになった等、本要件を満たさなくなったときは、その時点で参加資格を失うものとする。なお、委員の変更があったときは、区が参加表明書を受領した者に通知する。（ただし、区による参加資格の確認や提案書の選定の結果、本委託契約の相手方として特定する予定のない事業者を除く。）
- (2) 参加における制限
- ①応募者からの応募は1点のみとする。
 - ②応募者は、連名による応募はできない。
※上記①～②の制限に関しては、各企業の支店など事業所が別であっても、同一法人格の場合は同一企業と見なす。
- (3) 参加資格要件
- ①以下の項目を満たす技術者を配置するものとする。
1 級造園技能士
 - ②以下の項目を満たす会社であること。
世田谷区内の公園緑地や樹林地等における作業実績を令和2年から5件以上有すること。
※その他、本業務に相応しいと考えられる技術者等の配置提案を認める。

5. スケジュール

○手続き開始の公告	令和7年 3月31日（月）
○説明書交付及び 現地見学の申し込み期間	令和7年 3月31日（月）～4月21日（月）
○参加表明書の提出期間	令和7年 4月 7日（月）～4月21日（月）
○プロポーザル招請通知	令和7年 4月23日（水）
○現地見学	令和7年 4月28日（月）～5月 2日（金） ※見学日時は、申し込み事業者と調整します。
○質問書受付期間	令和7年 5月 2日（金）～5月 9日（金）

- 質問回答書送付及び区ホームページ掲載日 令和7年 5月13日(火)
- 参考資料貸与申込み期間 令和7年 4月24日(木)～5月 9日(金)
- 提案書(審査書類)の提出期間 令和7年 5月21日(水)～5月28日(水)
- 1次審査(審査会審査) 令和7年6月上旬
- ヒアリング審査 令和7年6月中旬 ※決定次第、区ホームページに掲載します。
- 審査結果の通知 令和7年6月下旬
- 契約予定時期 令和7年6月下旬

6. 説明書の交付期間及び提出方法

(1) 交付期間

令和7年3月31日(月)から令和7年4月21日(月)

(2) 交付方法

①世田谷区ホームページよりダウンロード

HP: [世田谷区ホーム](#) > [検索メニュー](#) > [区政情報](#) > [契約・入札情報](#) > [発注情報](#) > [現在実施中のプロポーザル情報](#) > [住まい・街づくり・環境](#)

② 12. 担当部署の窓口にて直接交付※土・日曜、祝日を除く9時から17時まで

7. 参加表明書の提出期間及び提出方法

(1) 提出期間

令和7年4月 7日(月)から4月21日(月)まで(土日祝日を除く9時から17時まで)

(2) 提出方法

12. 担当部署窓口にて持参又は郵送(4月21日17時必着)による。

8. 提案書の提出期間及び提出方法

(1) 提出期間

令和7年5月21日(水)から5月28日(水)まで(土日祝日を除く9時から17時まで)

(2) 提出方法

12. 担当部署窓口にて持参又は郵送(5月28日17時必着)による。

9. 提案書の提出者を選定するための基準

- (1) 業務実施体制
- (2) 業務実績
- (3) 等々力渓谷公園の樹林地健全化に向けた取り組み提案
- (4) 見積経費の妥当性

10. 審査結果の通知

審査結果、提案に対し最も高い評価を得た提出者を委託候補業者として選定する。審査結果は、令和7年6月下旬、提案書を提出した者に郵送により通知する。

11. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

- ・日本語及び日本国通貨に限る

(2) 契約等について

- ・契約保証金：免除
- ・契約書作成の要否：要
- ・審査の結果、第一順位の提案者を委託先の第一候補者として委託内容の詳細及び仕様、単価

- について協議し、区及び候補者双方の合意に基づき契約を締結する。
- ・本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、区は選定された提案書の内容に拘束されないものとする。
 - ・当該事業に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：無
- (3) 参加表明書及び提案書の作成に関わる費用について
参加申込書及び提案書の作成ならびに提出にかかる業者の費用は、参加者の負担とする。
- (4) 記載内容の変更について
参加表明書及び提案書の提出後において、記載内容の変更は認めない。また、参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更することができない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の技術者であることを示し、発注者の了承を得なければならない。
- (5) 提案者の失格について
参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした提案者、若しくは審査の公平性を損なう行為を行った提案者は失格とする。
- (6) 参加表明書及び提案書の取り扱い等について
- ・提出された参加表明書及び提案書は返却しない。また、選定以外の目的に使用しない。
 - ・区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称ならびに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (7) 労働報酬下限額について
区との契約では単年度で予定価格 2,000 万円以上の業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。詳細は別紙を確認すること。
- (8) 詳細は、説明書による。

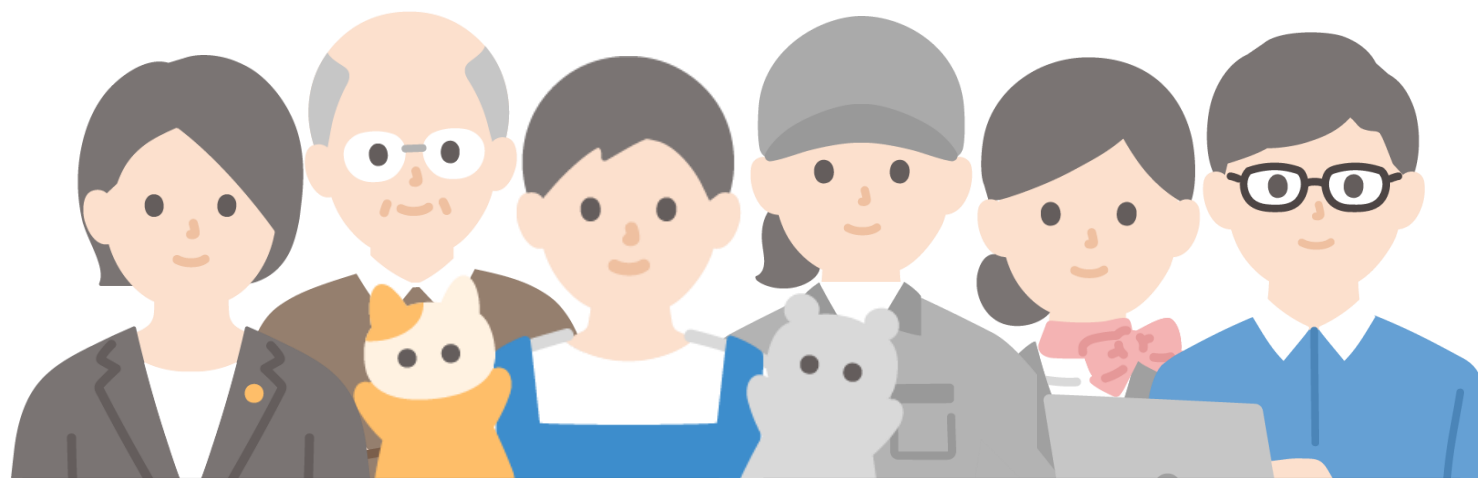
12. 担当部署

世田谷区みどり33推進担当部 公園緑地課 玉川公園管理事務所 向吉

電話：03-3704-4972

FAX：03-5706-1361

世田谷区との一定額以上の契約には
「労働報酬下限額」が適用されます



工事請負契約の
技能労働者

東京都の公共工事設計労務単価
の職種ごとの85%相当額

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の
労働者

1 時間あたり

1,460円

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件※の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約、予定価格が2千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借契約約款が適用される案件を除く）

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係

電話：03-5432-2145～2152・2173・2435

FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約(※)において契約事業者に配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※ 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所東棟5階503番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所東棟6階604番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額
特 殊 作 業 員	3, 177円	さ く 岩 工	4, 208円	左 官	3, 507円
普 通 作 業 員	2, 848円	トンネル特殊工	3, 804円	配 管 工	3, 039円
軽 作 業 員	1, 966円	トンネル作業員	3, 294円	は つ り 工	3, 199円
造 園 工	2, 880円	トンネル世話役	4, 304円	防 水 工	3, 836円
法 面 工	3, 549円	橋りょう特殊工	3, 698円	板 金 工	3, 634円
と び 工	3, 496円	橋りょう塗装工	3, 772円	タ イ ル 工	2, 880円
石 工	3, 485円	橋りょう世話役	4, 314円	サ ッ シ 工	3, 411円
ブ ロ ッ ク 工	3, 241円	土木一般世話役	3, 443円	屋 根 ふ き 工	3, 602円
電 工	3, 464円	高 級 船 員	4, 059円	内 装 工	3, 507円
鉄 筋 工	3, 464円	普 通 船 員	3, 273円	ガ ラ ス 工	3, 358円
鉄 骨 工	3, 145円	潜 水 士	5, 302円	ダ ク ト 工	3, 145円
塗 装 工	3, 666円	潜 水 連 絡 員	3, 879円	保 温 工	2, 944円
溶 接 工	3, 932円	潜 水 送 気 員	3, 762円	設 備 機 械 工	2, 975円
運転手（特殊）	3, 241円	山 林 砂 防 工	3, 411円	交 通 誘 導 員 A	2, 147円
運転手（一般）	2, 699円	軌 道 工	6, 099円	交 通 誘 導 員 B	1, 870円
潜 かん 工	3, 932円	型 わ く 工	3, 369円	上 記 以 外 の 職 種	1, 460円
潜 かん 世 話 役	4, 707円	大 工	3, 230円		

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。

※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1, 619円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和7年3月14日告示によるものです。
適用対象は令和7年4月1日以後に締結する契約（上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く）です。